相 模 原 市 長 殿

相模原市情報公開審查会 会 長 平 田 秀 光

公文書非公開決定処分に関する諮問について(答申)

平成17年12月14日付けFNo. 0 · 4 · 5により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

1 審査会の結論

平成15年10月10日に清掃施設課職員が神奈川県に出張し、尋ねた内容に関する資料について、相模原市長(以下「実施機関」という。)がした本件非公開決定は、妥当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、実施機関が、平成17年11月21日付け相模原市指令 (清施)第10号でした、平成15年10月10日に清掃施設課職員が出張で県 に尋ねた内容に関するすべての資料についての公開請求に関し、文書が存在しな いとして非公開とした処分の取り消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

- ア 不服申立人の主張を総合すると、不服申立人が公開請求した「①平成15年 10月10日に清掃施設課4名が県へ出張した出張命令票と復命書 ②上記の 出張で県に尋ねた内容に関するすべての資料」のうち実施機関が不存在である ため非公開とした②については、次に掲げる理由から、当該文書が存在する蓋 然性が高いというものである。
 - (ア)神奈川県環境計画課(以下「県環境計画課」という。)の会議等復命書(以下「県復命書」という。)によると、平成15年10月10日、清掃施設課は県環境計画課を訪問(以下「本件訪問」という。)し、南清掃工場建替整備事業(以下「本事業」という。)に関して炉の更新と灰溶融施設を設置したケース、炉の更新のみのケースについて、神奈川県環境影響評価条例(以下「県条例」という。)に基づくアセス対象事業になるかどうかの問い合わせをしている。この内容は既に南清掃工場建替整備計画(以下「本計画」という。)で政策決定された内容と大幅に異なるものであり、重大な問い合わせである。
 - (イ) 本計画が延期されてから約1年も経過した時点で、遅れた理由を説明に行くことが主眼であるという実施機関の説明はあまりに不自然である。
 - (ウ) 問い合わせた内容は既に焼却方式が政策決定されており、変更の意図はな く、単なる情報収集であるという実施機関の説明では、何のための情報収集 かその意味と目的がない。

すなわち平成12年5月の第1回南清掃工場建替整備検討委員会に清掃施設課が提案した内容は、工事中のごみ処理に問題が生じることなどを理由に、南清掃工場をプラント更新して既存施設を延命化する方向を否定し、新たに建て替えるというものであった。

県復命書には、清掃施設課の問い合わせは、「財政状況が厳しい」ので建て替えないで「炉だけを更新」(プラント更新)とある。この問い合わせ時点で、清掃施設課は財政難からプラント更新の「構想」を検討することも考えてい

たということを意味し、それは自らが計画当初に否定したものである。ごみ 処理行政の専門家である清掃施設課職員が、一旦理由あって否定したものを 再度問題にするという時に、工事中のごみ処理に問題が生じることなどを内 部検討することなしに軽々に無駄な問い合わせをするとは考えられず、内部 検討され、その際の検討資料が作成されていると考える。

- イ 以上の私の主張を清掃施設課が否定するのなら、以下の問題に納得行く説明 をすべきである。
 - (ア) 焼却方式が政策決定して既に2年も経っていて、この時点でも政策決定を変更する意図なく、単なる情報収集しただけだというなら、その情報は何のためにどういう目的で使われようとしたのか。
 - (イ)「財政状況が厳しいこともあって2年遅れてしまっており、建て替えずに炉だけを更新すると」と県復命書にあるが、この文面からしたらどうみても財政難だからプラント更新をする必要があると読める。財政難だからプラント更新のことを内部で真剣に検討し、問い合わせたのではないのか。

3 実施機関の非公開理由説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件対象文書について非公開とした理由は次のとおりである。

(1) 本件対象文書について

実施機関は、本件対象文書について、平成15年10月10日に清掃施設課職員が県環境計画課へ出張した時に、県に尋ねた内容に関するすべての資料と特定した。

(2) 本件対象文書の不存在について

ア 本事業は平成14年度にガス化燃焼方式により行うと方針決定したが、その 直後の同年秋に、財政難から着工時期を2年延ばすこととした。

県環境計画課は県条例所管課であり、かねてから県条例に係る手続等を尋ね、また、平成13年9月に本事業について県条例に該当しない旨の判断を得ている。県環境計画課へは、判断を得た以降、本事業の進捗状況等の説明をしていなかったが、ガス化燃焼方式の清掃工場は県内では初めてであり、情報提供を兼ねて、現在の本事業の進捗状況について説明を行うことを考えていた。また、これまで収集した情報のうち炉の入れ替え、灰溶融炉の設置について、内部事務整理の観点から確認及び情報収集する機会を考えていた。これらは情報提供や単なる情報収集であることから早急に行う必要がないため、他の用件で県庁へ出向くことがあった時に、県環境計画課へも立ち寄ることとしたものである。

イ 平成15年10月10日は、神奈川県廃棄物対策課に同事業及び一般廃棄物 最終処分場整備事業について、国庫補助金の事務の手続き等に関して説明を受 けるとともに、両事業の進捗状況等の説明を行うため訪問する機会があったこ とから、その訪問後に県環境計画課に立ち寄ったものである。

- ウ 清掃施設課職員が県環境計画課を訪問し、尋ねた内容は次のとおりである。
 - (ア) 炉の入れ替えを行った場合に県条例の対象とはならないことを承知していたが、施設に関するものであることから抽象的な表現では理解が難しいと考え、当時の処理規模である 5.70 トン/日(1.90 トン×3炉)を仮に例示し、再度確認を行った。
 - (イ) 灰溶融炉の設定については200トン以上の増設が県条例の対象であると 既に承知していたが、灰溶融炉の稼動形態からして1炉だけでは故障や点検 等の停止期間があることを考慮すると、単純に2炉構成の交互運転が一般的 な考え方であることから、1炉100トンを2炉設置し、そのうち1炉を予 備炉とする場合を例示し、県条例の適用関係を参考として尋ねた。
- エ 当時は既に焼却方式を決定しており、尋ねた内容により決定を変更する考え はなく、情報収集の一環として尋ねたものである。前記ウ(ア)については単 なる確認であり、前記ウ(イ)については県条例の適用関係を知る上で尋ねる 内容を分りやすくするため、仮に増設となった場合の数値をその場で例示した ものであり、いずれも資料は作成していない。

なお、進捗状況の説明及び単なる内部事務の整理に係る収集した情報の確認 と情報収集(補足)であることから、復命書は作成せず口頭により報告を済ま せたところである。

- オ 県復命書において本計画を再検討の必要がある旨の記述が見られるが、本市 としては、このような計画変更を検討している事実はなく、話し方や言葉の使 い方で誤解されてしまったものと考えている。
- カ 以上のことから、本件対象文書については作成しておらず不存在であること から非公開としたものである。

4 審査会の判断理由

(1) 本件対象文書について

当審査会は、本件対象文書について、「①平成15年10月10日に清掃施設課4名が県へ出張した出張命令票と復命書 ②上記の出張で県に尋ねた内容に関するすべての資料」のうち②であると確認した。

実施機関により公開しないこととされた部分は、①のうちの復命書及び②であるが、不服申立人によって争われているのは、このうちの②であるので、これを 判断の対象とする。

(2) 本件対象文書の不存在について

ア 実施機関は、本件対象文書について作成しておらず、存在しないと説明している。以下、実施機関の説明に不自然、不合理な点がないかを検討する。

イ 実施機関の説明によると、本件対象文書の具体的内容は、前記3(2)ウ(ア)

及び(イ)のふたつである。

実施機関は、本件対象文書が存在しないのは、前記3(2)ウ(ア)については、南清掃工場で現在使用している炉を入れ替えた場合における県条例の適用関係の単なる確認であり、また、同(イ)については、灰溶融炉を増設する場合における稼動形態を踏まえた県条例の適用関係の確認及び情報収集であり、いずれも資料を作成していないためであるとしている。

また、本件訪問は、本事業についての進捗状況の説明が目的であったこと、 並びに県廃棄物対策課へ訪問する用務があった後、前記内容の確認及び情報収 集のために訪れたものであると説明している。

県環境計画課への訪問の経緯、並びに本事業の場合には、現行のストーカ炉からガス化溶融炉への建替えは県条例の対象事業に該当しない旨の確認を平成13年に済ませていること、また、炉形式にはガス化溶融炉を採用することを平成14年に決定しており、その後現在までのところ炉形式の変更はされていない状況であること、さらに、担当部署が関連情報の収集に広く努めることは通常あり得ることなどを総合すると、本件対象文書が存在しないという実施機関の説明に、不自然、不合理があるとまでは言うことができない。

ウ 不服申立人は、既に焼却方式が政策決定されており、本計画延期後1年以上 経過してから本事業の進捗状況の説明に行くというのは、情報収集の意味と目 的がなくあまりに不自然である旨主張している。

本事業に関しての清掃施設課と県環境計画課との関わり方が県条例の適用関係が中心となっていること、本件訪問ではその適用がないことの再確認であること、また、前述のとおり担当部署が関連情報の収集に広く努めることは通常あり得ることからすると、説明の時期が通常想定されるよりも仮に遅かったとしても、それをもって直ちに本件対象文書が存在するということにはならないと考える。

なお、本件対象文書に関連して、本件訪問に関する復命書等の記録は清掃施設課には存在しないということであるが、不服申立人から県環境計画課に存在したとして県復命書の当審査会への提出があった。

実施機関の説明と県復命書の記載内容とでは内容に違いが認められ、実施機関は、県復命書の記載内容について「本計画を再検討の必要がある旨の記述が見られるが、本市としては、このような計画変更を検討している事実はなく、話し方や言葉の使い方で誤解されてしまったもの」と説明している。

相模原市公文書管理規則では、「事務処理に当たっては、軽易な事案のものを除き、意思決定過程等を記録した公文書を作成しなければならない。」と第6条で規定している。本件訪問については軽易な事案であるとの判断のもと、復命書等の記録が残されていないとの実施機関の説明であるが、本事業の規模の大きさ及び環境に対する影響を考慮すると実施機関にはより慎重な対応が求められるものであることから、むしろ確認の意味においても記録が残されるべきで

あったと考える。

(3) 結論

以上のとおり、本件対象文書が存在しないことにより実施機関がした本件非公 開決定は、妥当である。

5 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

情報公開審査会の処理経過

用拟乙州省直云 少是连柱迥	tii am t it		
年 月 日	処 理 内 容		
平成17年12月14日	○諮問		
12月16日	○実施機関(主管:環境事業部清掃施設課)に公文書公開		
	(一部公開)決定に係る理由説明書の提出依頼		
平成18年 1月 6日	○実施機関から公文書公開(一部公開)決定に係る理由説		
	明書を受理		
1月11日	○不服申立人に公文書公開 (一部公開) 決定に係る理由説		
	明書の写しを送付		
	○不服申立人に公文書公開(一部公開)決定に係る理由説		
	明書に対する意見書の提出依頼		
1月23日	○不服申立人から公文書公開(一部公開)決定に係る理由		
	説明書に対する意見書を受理		
1月25日	○審議		
(第115回審査会)	○実施機関の職員(清掃施設課長ほか2名)から公文書公		
	開(一部公開)決定に係る理由説明の聴取		
3月 8日	○実施機関から決定理由補充説明書を受理		
3月 8日	○不服申立人に決定理由補充説明書の写しを送付		
	○不服申立人に決定理由補充説明書に対する意見書の提出		
	依頼		
3月14日	○審議		
(第116回審査会)	○不服申立人から意見の聴取		
4月27日	○審議		
(第117回審査会)			

相模原市情報公開審査会委員名簿

氏	名	選出区分	備考
平田	秀光	学識経験のある者	会 長
德永	勝	学識経験のある者	職務代理
阿部	雅子	学識経験のある者	
大山	忠男	学識経験のある者	
斎藤	文	学識経験のある者	